### <会員規約>

## 第1条(目的)

当会は、会員との間に本規約を定め、これにより当会の運営を行う。

### 第2条 (会員の定義)

- 二世の会の会員は、次の4種とする。
  - (1)誌友会員:当会の発行する出版物を定期的に購読し、情報提供を受けることを目的とした個人の会員をいう。
  - (2) 賛助会員: 当会の目的に賛助し、企画検討会等で自由に発言する権限を得て、活動の推進を担う個人の会員をいう。
  - (3) 特別会員: 当会の目的に賛助し、企画検討会等で自由に発言する権限や、有識者との交流をする機会を得て、活動の推進を担う個人の会員をいう。
  - (4) 法人会員: 当会の目的に賛助し、企画検討会等で自由に発言する権限や、有識者との交流をする機会を得て、活動の推進を担う法人の会員をいう。

# 第3条(入会申込)

入会申込の際は、当会所定の入会申込用紙に送付、または申込フォームに必要事項を記入し送信することとする。入会申込が完了すると、入会承認メールが申込者に通知される。月額会費を納入した時点で会員として成立するものとする。

#### 第4条(入会金及び特典)

- (1) 誌友会員 : ¥ 500 円/月 (メールマガジンの受取可)
- (2) 賛助会員 C: ¥ 1,000 円/月(上記+ZOOM 企画検討会参加可)
- (3) 賛助会員 B: ¥ 3,000 円/月 (同上)
- (4) 賛助会員 A: ¥ 5,000 円/月 (同上)
- (5) 特別会員 B: ¥10,000 円/月(上記+登壇者との交流会)
- (6) 特別会員 A: ¥30,000 円/月(同上)
- (7) 法人会員 : ¥30,000 円/月 (同上)

#### 第5条(会費入金日と更新期限)

- (1) 会費入金日は毎月月末までとし、会員から当会に退会届を提出した場合を除 き、会員期間を1カ月ずつ自動更新するものとし、以後も同様とする。
- (2) 月末が過ぎて入金が確認されない場合はメールにて案内を送付する。継続して月会費が3ヵ月以上滞納されたときに会員資格が失効する。失効後であっても入金が確認された場合は再度、会員資格が付与される。

## 第6条(入会拒絶)

当会は、次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 月会費が3ヵ月以上滞納された場合

### 第7条 (会員資格の喪失)

会員は次の各号に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、又は団体が消滅したとき
- (3)継続して3ヵ月以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

# 第8条(退会)

会員は退会届を当会に提出して任意に退会することができる。

# 第9条(除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 法令、または当会の会員規則に違反したとき
- (2) 当会や当会関係者の名誉を毀損し、または当会の目的に反する行為をしたとき

# 第10条 (会員情報の変更)

会員は入会申込書の記入事項に変更があった場合には、速やかに変更届を提出しなければならない。

### 第11条 (拠出金品の不返還)

既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。